

令和7年7月1日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電 話 0984-42-2112

F A x 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.171

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。<https://www.town.takaharu.lg.jp>

子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症集団検診について(ご案内)

高原町では、各種がん検診を実施しています。がん検診を受診することで、自覚症状が無い早期のがんを見つけることができます。

8月に今年度最初の子宮頸がん・乳がん集団検診を実施します。以下の受付時間には空きがある状態です。

また、今年度は新たに、骨粗しょう症検診を実施します。40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の女性が対象です。女性はホルモンの関係もあり、特に骨粗しょう症になりやすいといわれています。この機会に一度検診を受診してみませんか。

対象となる方はぜひお申込みください。

検診種別	受付時間	対象者
子宮頸がん	8月7日(木) 9:30~10:30	<u>20歳以上の女性のうち、年度内年齢が偶数の方</u> (令和7年度中に偶数年齢になる方)
乳がん	8月7日(木) 14:00~15:00	<u>30歳・36歳の女性、40歳以上の女性のうち年度内年齢が偶数の方</u> (令和7年度中に偶数年齢になる方)
骨粗しょう症 (超音波検査)	8月7日(木) 9:00~10:30	<u>年度内年齢が40、45、50、55、60、65、70歳の女性(令和7年度中に上記年齢になる女性)</u>

次回の集団検診は、11月4日(火)を予定しています。こちらでも予約受付中ですので、希望される方は健康課(ほほえみ館内)へご連絡ください。

なお、西諸管内の指定医療機関では1月末まで検診を実施しています。5月末に送付している検診案内をご覧ください、医療機関またはほほえみ館でぜひ受診ください。

問 健康課 健康推進係 ☎0984-42-4820 (内線: 456)

7月祝日のごみ収集について

●収集日・収集地区

収集日	種類	収集地区
7月21日(月) 海の日	燃やせるごみ	並木区、花堂区、西広原区、上広原区、下広原区、常盤台区、蒲牟田区、南狭野区、北狭野区、小塚区、中平区、湯之元区、祓川区

●その他

収集日当日は、午前8時30分までにごみ集積所へ排出してください。
適切なごみ分別の御協力をお願いいたします。

問 町民課 環境係 ☎0984-42-1067（内線：160）

ごみ出し時における地域のルールを今一度確認を！

ごみの排出につきましては、お住いの地域の決まりごとがありますので、地域のルールを今一度確認し、地域住民が気持ちよく生活を送れるようご協力をお願いします。

○ごみ出しの時間は大丈夫ですか？

収集日当日の8時30分までに各地区のごみ集積所に出してください。

※ 排出可能時間につきましては、各班で確認しましょう。

○燃やせるごみの日、燃やせないごみの日、廃プラの日を間違わないようにしましょう。

収集対象と異なるごみの日に、ごみを排出している事案が確認されています。

○地区外からの持ち込みはしないようにしましょう。

誰が捨てたか分からない、分別していないごみが多く確認されています。

○収集されなかったごみは排出したご家庭で再分別しましょう。

その他、各地区・各班で独自のルールがあるかと思えます。

ルールを守って気持ちよく生活を送れるようにご協力をお願いします。

問 町民課 環境係 ☎0984-42-1067（内線：160）

令和7年度高原町白寿・米寿・喜寿の祝いについて

本町では、年度内に99歳・88歳・77歳を迎えられる方々に対して、「白寿・米寿・喜寿のお祝い」として、町内で利用できる商品券を対象者全ての方にお贈りいたします。

商品券の発送は7月下旬を予定しております。長寿のお祝いにご利用ください。

対象者：白寿（99歳）大正15年4月2日～昭和2年4月1日 生まれの方
米寿（88歳）昭和12年4月2日～昭和13年4月1日 生まれの方
喜寿（77歳）昭和23年4月2日～昭和24年4月1日 生まれの方

問 福祉課 高齢者あんしん係 ☎0984-42-2581（内線：452）

高原町在宅寝たきり老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の御案内

本町では、在宅で寝たきりの高齢者の方等が清潔で快適な生活を保持できるように支援するとともに、介護者の負担の軽減を図るために、在宅寝たきり老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を実施しております。

利用を希望される対象の方は、下記のとおり申請ください。

●利用対象者

- ①身体障がい及び疾病等の理由により寝たきりであるおおむね65歳以上の高齢者
②75歳以上の一人暮らし 又は 二人暮らし高齢者

●寝具の種類

原則、掛け布団・敷き布団・毛布各1枚ずつ

●利用料

1,000円

●実施予定日

回収日：令和7年8月22日（金）、納品日：令和7年8月29日（金）

●申請期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）

※土日祝除く 8：30～17：00

●申請場所

福祉課 高齢者あんしん係（高原町総合保健福祉センターほほえみ館内）

●申請方法

窓口申請 又は 電話申請

●注意事項

※ご家族等の代理申請も可能です。



問 福祉課 高齢者あんしん係 ☎0984-42-2581（内線：452）

陸上教室開催について

宮崎県市町村対抗駅伝競走大会に向けて、高原町内の小学生を対象に陸上教室を開催します。

●日時・内容

第1回 令和7年7月30日（水） 第2回 令和7年8月27日（水）

第3回 令和7年9月24日（水） 第4回 令和7年10月29日（水）

※開催時間は、午後4時30分～5時30分です。（1時間程度）

●場所 高原町総合運動公園多目的芝生広場

※集合時間 午後4時30分

●対象者 高原町内の小学1年生から6年生

●内容 短距離、中距離 ※高原町内のランナーが教えてくれます。

- その他 (1)参加を希望される方は、下記の担当までご連絡ください。申込みをされていない方も、当日参加できます。
(2)運動しやすい服装と運動靴でお越しください。熱中症予防のため、飲み物、タオル、着替えをご持参ください。

御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 教育総務課 社会教育係 ☎0984-42-1484（内線414）

移住者 & 若手事業者 & 若手町職員 たかはるまると交流会の開催について

移住者と若手事業者がお互いの存在や事業を知り、地域に根差した事業展開がさらに強まることを目的として、たかはるまると交流会を下記のとおり実施します。

申込みは
こちら

1 日 時 令和7年7月23日（水）16時00分から20時00分

講演会 16時15分～17時15分

講 師 高原町雇用戦略専門官

飯田 瑠己氏（株式会社おてつたび）

「スポットワーカーを使ってみよう！
～おてつたびとの連携協定を通じて～」

交流会 17時15分～20時00分

2 場 所 うを長

3 参 加 費 2,500 円

4 対 象 者

・移住者 町外より移住してきた方

・若手事業者 45歳未満で事業を営んでいる事業者

45歳未満で、町内に在住し、町外で事業を営んでいる事業者

45歳未満で、町内に在住又は勤務しており、起業又は新規事業創出に取り組む方。

町内で勤務する女性又は、町内に在住し、町外に勤務する女性

5 申 込 み 電話又は、2次元コードから 7月18日（金）までにお申込みください。

御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。



問 | 産業創生課 たかはる PR 係 ☎0984-42-2128（内線：173）

乗合タクシーの利用登録について

自宅から町中央停留所までを運行する乗合タクシーが今年度より開始されています。乗合タクシーを利用する際は事前の登録手続きが必要となりますので、希望される方は総合政策課までお越しくください。なお、自家用車を所有していない等、ご来庁が困難な方は自宅訪問も可能ですので、その際は電話にてご連絡ください。

● 場 所 高原町役場 2階総合政策課

● 時 間 午前8時30分～午後5時00分

● 必要書類 本人確認ができる証明書類 1点

● 利用者条件 ・高原町民で小学生以上の方

・介助なしでタクシーの乗り降りが可能な方。ただし介助者が同乗する場合は利用可。

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 | 総合政策課 企画政策係 ☎0984-42-2115（内線：223）

2025年 高原町物価高騰等対策

プラス30%

プレミアム付 商品券

お得!!!

町内でお買い物・・・飲食店でも使えるよ!

8月4日(月)より販売!!

高原町商工会では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって深刻な打撃を受けている本町経済や町民の暮らしの立て直しを図る目的として町内の取扱加盟店で使える「プレミアム付商品券(プレミアム率30%)」を下記の要領で販売いたします。

10,000円で
13,000円分

①1万円で1,000円券13枚購入できます。

②5千円で500円券13枚購入できます。

5,000円で
6,500円分

町内在住者及び町内に勤務されている方
(購入はお一人様、1万円まで)

令和7年8月4日(月)～

販売時間は午前9時～午後5時までとなります。

(※土・日曜日・祝祭日は販売いたしません。)

※商品券の販売は、無くなり次第、終了させていただきます。

使用期限 令和7年12月31日(水)まで

販売場所 高原町商工会

お問合せ先 高原町商工会 Tel42-1158

令和7年7月1日

町民各位

高原町長 高妻経信

新燃岳噴火に関するお知らせ

霧島山新燃岳では、令和7年6月22日に噴火して以降、現在も活発な活動が続いています。火山性地震や火山性微動も多く発生しており、今後の活動の推移を注意深く監視していく必要があります。

今後、噴火災害から身を守るため、町民の皆様におかれましても万全な対策をお願い申し上げます。

新燃岳の火山活動がさらに高まり、マグマ噴火を起こすような場合には、状況に応じて新燃岳噴火避難対象世帯に対して、『高齢者等避難』や『避難指示』を発令します。町から出す避難情報に注意して下さい。

また、避難対象世帯以外の皆様においても不安や心配のある方は避難をお願いします。

避難をする場合に備えて

避難をする場合に備えて持ち出すものを事前にまとめておき、有事に備えてください。

【持出品の例】

食料、飲料水、マスク、着替え、タオル、携帯電話、ラジオ、懐中電灯、洗面用具、タオルケット、時計、チリ紙、お薬手帳、持病薬など

※ ご自身で必要なものをまとめてください。

避難情報を発令した場合

万一避難対象世帯に避難を発令した場合、防災行政無線、高原町メールサービス、広報車、エリアメール等でお知らせしますので、慌てずに避難してください。

避難場所について

避難場所は、ほほえみ館を予定しています。

不安なことや心配なことがありましたら役場に御相談ください。

役場総務課危機管理係 0984-42-2112

宮崎地方气象台 0985-25-4031

(裏面あり)

火山灰・火山ガスの対策

- 出来るだけマスクを着用し、灰を吸い込まないようにしてください。
- 多量の灰が降ると、道路では視界が悪くなり、大変危険です。
車の運転をされる際は、十分な車間距離を取るなど、安全運転を心がけてください。
- 硫黄臭（卵の腐ったようなにおい）で不快感を感じた場合、建物の中に入ってください。屋外にいる場合は、水に濡らしたハンカチで鼻をおおってください。
特に硫黄臭がひどいと感じる場合には、気管支系の疾患を持っておられる方は注意をお願いします。

爆発的な噴火が起きた場合

- 噴石が飛ぶ場合があります。慌てず落ち着いて建物の中に退避してください。
 - 空振（噴火により空気の振動が伝わる現象）により、家の窓ガラスや屋内のガラスが割れる恐れがありますので、ガラスから離れてください。
- ※ 新燃岳噴火の際の火砕流・熱風到達が予想される地域は、町ホームページ「くらしの情報⇒防災・安心・安全⇒高原町災害ハザードマップ⇒霧島山火山防災マップ」から確認できます。
- ※ 防災行政無線や高原町メールサービスにおいて、随時火山情報をお伝えします。また、テレビやラジオなどの情報にも十分気をつけてください。

高原町メールサービス

（QRコード）



高原町公式 LINE

（QRコード）



回 覧

令和 7 年 7 月 1 日

町民各位

高原町長 高妻 経信

令和 7 年度高原町職員採用試験実施要領

1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つだけ受験できます。

なお、受付締め切り後は職種の変更はできません。

種類	職 種	採用予定人員	職 務 の 内 容
初級	一般事務（A）	若干名	町長部局等に勤務し、主に一般事務・技術の業務に従事します。
初級	建築（C）	若干名	町長部局等に勤務し、主に建築業務に従事します。
初級	保健師（D）	若干名	町長部局等に勤務し、主に保健師業務に従事します。
社会人	一般事務（H）	若干名	町長部局等に勤務し、主に一般事務・技術の業務に従事します。

2 受験資格（学歴は問いません。）

（1）年齢等

職 種	受 験 資 格
一般事務（A）	平成 8 年 4 月 2 日から平成 2 0 年 4 月 1 日までに生まれた者
建築（C）	昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた者
保健師（D）	昭和 5 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者
一般事務（H）	昭和 5 6 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 4 月 1 日までに生まれた者で、民間企業等若しくは国又は地方公共団体での職務の経験がある者（非常勤の職での勤務も含む）

（2）資 格

建築（C）は、一級建築士または二級建築士、保健師（D）は、保健師の資格を有する者（令和 7 年度の試験において取得見込みの者を含む。）に限りです。

一般事務（H）は、令和 8 年 3 月 3 1 日までに、同一企業等における職務経験が連続して 3 年以上、かつ、週の正規勤務時間が 3 0 時間以上の勤務の者で、育児休業、休職及び停職期間を除きます。最終合格決定後に、職務経験期間に係る証明書類の提出を求める場合があります。

(3) 次のうちいずれか一つに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 高原町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試 験	試 験 の 日 時	試 験 場	合 格 発 表
1 次試験	令和7年9月21日(日) 7:30 受付開始 8:10 着席 8:30 試験開始 12:30 昼食 13:25 着席 13:40 試験開始 14:35 試験終了(建築以外) 16:20 試験終了(建築のみ)	高原町総合保健福祉センターほほえみ館 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1	10月中旬までに役場前掲示板、ホームページに掲載するほか合格者に通知します。
2 次試験	10月中旬以降に1次試験合格者に対して行います。	高原町役場2階会議室 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地	11月中旬までに役場前掲示板、ホームページに掲載するほか合格者に通知します。

* 試験中は携帯電話の電源を切り、バッグ等にしまってください。

4 試験の方法

試験については、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試 験	試験科目	時間	内 容
1 次試験	教養試験	120分	時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題(13題)(「自然に関する一般知識」の出題はありません。)文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題(27題)
	職場適応性検査	20分	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を詳しくみる検査
	性格特性検査	20分	公務員に求められる六つの基礎的な性格特性をみる検査

	作文試験	90分	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
	専門試験 (建築のみ)	90分	種類に応じた専門的知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験 (30題) (出題分野は別表のとおり)
2次試験	人物試験	—	面接試験

別表

試験の種類	出題分野
建築	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

5 受験手続

(1) 受験申込み

受験の申込みは、原則インターネットのみの受付となります。高原町ホームページの「令和7年度高原町職員採用試験受験申込」から行ってください。

インターネット申請が難しい場合は、(4)に記載のお問合せ先へ電話にて御連絡ください。

※5ページから8ページの「インターネットによる受験手続方法」を参照してください。

「インターネット申請による申込み(外部リンク)」をクリックし、システムのガイドに沿って受付期間中に申込みを行ってください。

また、申込みは「仮登録」と「本登録」の2段階方式となっています。「本登録」の受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールが自動送信されます。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中の8時30分から17時15分まで(土曜・日曜・祝日を除く。)に、(4)に記載のお問合せ先へ電話にて御連絡ください。

(2) 受付期間

7月8日(火)の8:30から8月1日(金)の17:15まで

受付期間終了直前はサーバーが混み合う可能性がありますので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。

(3) 受験票の交付

受付期間終了後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。8月6日(水)を過ぎても電子メールが届かない場合には、(4)に記載のお問合せ先へ電話にて御連絡ください。

「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、申込書サイトのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して1次試験の際に必ず持参してください。

(4) お問い合わせ先

高原町役場 総務課 行政係

住 所 〒 8 8 9 - 4 4 9 2 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 8 9 9 番地

T E L 0 9 8 4 - 4 2 - 2 1 1 2 (内 2 1 1)

E-mail syokuinsaiyo@town.takaharu.lg.jp

6 合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定され、それぞれの採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は原則として令和 8 年 4 月 1 日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定数より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

7 給与等

(1) 給与

高原町の「一般職の職員の給与に関する条例」に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は、1 日 7 時間 4 5 分、原則として土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなります。

休暇には、年 2 0 日の年次休暇（4 月採用者は、初年度については 1 5 日）のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇… 5 日間 結婚休暇… 5 日間 病気休暇… 最高 9 0 日間

8 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害等による試験日程の変更やその他の緊急連絡を高原町ホームページに掲載することがあります。

高原町ホームページアドレス

<http://www.town.takaharu.lg.jp/>



インターネットによる受験手続方法

申込みは原則として、インターネットでのみ受け付けます。

インターネットによる申込みが難しい場合は、高原町総務課へ電話にてお問い合わせください。お問い合わせ及び申込みに係る通信料は各個人の御負担になります。

なお、使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

【受験申込みに必要なもの】

(1) パソコン、スマートフォン

※ 推奨環境は「Google Chrome 最新版」で、「JavaScript」の使用設定が必要です。

※ PDF ファイルを閲覧できる「Adobe Acrobat Reader (Ver. 5.0 以上)」が必要です。

※ スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。

(2) 本人のメールアドレス

ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、@bsmrt.biz からの電子メールを受信できるように設定してください。

(3) 本人の顔写真のデータ

ファイルの形式は、JPEG、JPG のいずれかにより、添付可能ファイルサイズは、高さ 560×幅 420 ピクセル（画像の比率がおよそタテ 4：ヨコ 3 になるように調整してください。）、サイズは 3MB 以内です。

(4) 受験票の印刷

プリンタ又は、コンビニ、印刷会社のプリントサービス等を御利用ください。

【受験申込手順】

(1) 申込サイトへアクセス

高原町ホームページの「令和 7 年度高原町職員採用試験受験申込」から行ってください。

高原町ホームページアドレス

<http://www.town.takaharu.lg.jp/>



(2) 仮登録

- ① 申込サイト利用規約をお読みいただき、同意のうえ、仮登録画面に進んでください。
- ② 設問に従い、必須事項を全て入力してください。
- ③ 入力完了後、入力事項確認画面において内容に誤りがないか確認の上、パスワードを設定してください。
 - ※ パスワードは、英小文字、英大文字、数字、記号を2種類以上組み合わせて8字以上20字以内で設定してください。
 - ※ パスワードは忘れないように必ずメモまたは画面印刷等により保存をしてください。パスワード忘れなどによる申込みの遅滞については、責任を負いかねます。
 - ※ システムの都合上、一定時間を過ぎると通信が切断されることがあります。すべての項目を入力して「登録」をクリックし、登録が完了したことを示す画面を確認してください。登録完了を示す画面が表示されない場合は、再度登録作業を行ってください。

(3) マイページへログイン

- ① 仮登録で入力したメールアドレス宛てに「仮登録完了のお知らせ」の電子メールが届いているか確認してください。
- ② メール本文中に「ログイン ID」が記載されていますので、メモまたは画面印刷等により必ず控えてください。
- ③ メール本文内の URL にアクセスし、ログイン ID と仮登録で設定したパスワードを入力し、申込サイトのマイページにログインしてください。

(4) 本登録

- ① 受験者のマイページの「エントリー」から、住所や学歴などの入力を行ってください。入力した内容によりエントリーシートが作成されます。
 - ※ 必須項目は必ず入力してください。任意項目も該当がある場合は必ず入力してください。
 - ※ 回答の内容に不備がないように設問をよく読み入力を行ってください。
 - ※ 入力途中で、一時保存することができます。(最下部まで、スクロールし『一時保存』を選択する)
一時保存された情報を管理者側で確認することはできません。

② 顔写真をアップロードしてください。

- ※ 写真データは、本人確認のために使用する重要なものです。印刷した写真を撮影したもの、背景が無地でないものは使用しないでください。
- ※ 自撮りの写真は、使用しないでください。
- ※ 最近6か月以内に撮影した、脱帽、正面向きの画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。
- ※ ファイルの形式は、画像（JPEG、JPG）のいずれかとなります。
- ※ 添付可能ファイルサイズは、高さ560×幅420ピクセル
- ※ 一部のスマートフォンでは、アップロードできない場合があります。その場合は、PCからアクセスしアップロードしてください。

③ 身体に障がいがある人などで、配慮が必要な場合は申込サイト上の「試験等の配慮（自由記述欄）」に入力してください。

④ 入力内容を再度確認してください。

- ※ 全ての項目を入力し「入力内容を確認する（本登録）」を選択します。
入力に不備が無い場合は、ポップアップ画面にて入力内容を確認することができます。

⑤ 入力内容に問題がなければ「エントリー」を選択して登録を確定してください。

- ※ 登録完了を示す画面が表示されない場合は、再度登録作業を行ってください。

(5) 申込完了

上記手順（1）～（4）の全てが正常に終了したら、申込完了となります。

① 申込完了後、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールが自動送信されます。

- ※ 電子メールが届かない場合は、必ず高原町総務課（TEL 0984-42-2112）へ電話にてお問い合わせください。

② 入力内容はマイページの「レジュメ PDF」から確認することができます。

③ 申込受付期間中であれば職種以外の内容は訂正することができます。

- ※ 職種を変更する場合、申込みの取消はできませんので、再度別の職種で仮登録から改めて申込みを行ってください。

④ 申込内容に不明な点がある場合、高原町総務課から電話又は電子メールで問い合わせをすることがあります。その場合は、「マイページ」にログインし内容を確認の上、申込内容の訂正を行ってください。

(6) 受験票の印刷

- ① 受験申込受付期間終了後、登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。電子メールが届いたら「マイページ」にログインしてください。

※ 8月6日(水)を過ぎても「受験票交付のお知らせ」が届かない場合には、必ず高原町総務課(TEL 0984-42-2112)へ御連絡ください。

- ② 「受験票」を選択し、御自身の受験票をA4サイズ用の紙に印刷(白黒印刷可)してください。試験名、試験区分、受験番号、氏名(試験会場等)及び御自身の顔写真が印刷されていることを確認してください。

- ③ 受験票に記載されている事項及び試験案内の受験資格を再度確認し、確認した年月日を記入のうえ申込者本人が署名して1次試験の際に必ず持参してください。

令和7年7月1日

町民各位

高原町長 高妻 経信
(公 印 省 略)

令和7年度高原町会計年度任用職員の募集について

令和7年8月以降採用の会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

会計年度任用職員とは、一会計年度（令和８年３月３１日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

1 受験資格、採用職種、勤務条件等

(1) 受験資格

次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条）

- (ア) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 会計年度任用職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 採用職種、採用予定人数、業務内容、必要免許等、勤務条件等

採用職種	採用 予定 人数	業務内容	必要免許・経 験等	勤務形態	報酬額
保健師	1 名	・保健師の知見を 要する業務等	保健師免許証	原則として月曜日から 金曜日の午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分まで の間で、勤務場所によ って定められた時間 (1 日 6 時間勤務)	月額 201,600 円 ～

○任用期間

任用期間は、原則として採用の日から令和8年3月31日の間となります。

任用後 1 か月間は試用期間となります。

○手当等

- ・費用弁償（通勤手当）

通勤距離によって費用弁償（通勤手当）が支給されます。ただし通勤距離によっては支給されない場合があります。

- ・時間外手当

職種、勤務場所によって定められた時間外の勤務が生じた場合に支給されます。

- 期末手当等

報酬及び任用期間等に応じて支給されます。

○休目

原則として週休日（土曜、日曜）及び国民の祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日が休日となります。

○休暇

年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇等があります。

○社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによりそれぞれ加入します。

2 選考方法

高原町役場において、面接試験を実施します。

※面接日時の詳細は、応募者へ個別に通知します。

3 受験手続

(1) 必要書類

(ア) 申込用紙

(イ) 保有している資格等の証明書の写し

(2) 申込用紙の交付場所 高原町役場 2階 総務課 行政係

(高原町ホームページからもダウンロード可能です)

(3) 申込用紙の提出先

高原町役場総務課

(〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 8 9 9 番地)

所定の申込用紙に必要事項を記入し、直近 3 か月以内に撮影した写真を所定のところに貼って提出してください。写真の貼っていないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。なお、封筒の表には、「高原町会計年度任用職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(4) 受付期間

7 月 1 日（火）～ 7 月 23 日（水） 8：30～17：15（土日祝日を除く。）

郵送の場合は 7 月 23 日（水）必着となります。

※受付期間終了までに採用者が決定した場合は、随時募集を締め切ります。

4 合格から採用まで

合格発表は、合格者に個別で通知いたします。

なお、任用期間は令和 8 年 3 月 31 日までとなりますが、次年度予算の成立、勤務状況等により次年度以降も再度任用する場合があります。

5 問い合わせ先

高原町役場 総務課 行政係

住 所 〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 8 9 9 番地

T E L 0984-42-2112（内 211） E-mail soumu@town.takaharu.lg.jp

令和7年7月1日

町 民 各 位

高原町選挙管理委員会
委員長 飯 田 く 彦
(公 印 省 略)

高原町長選挙の選挙期日、立候補届出手続き及び選挙運動等説明会の
日程について

令和7年10月14日任期満了に伴う高原町長選挙を下記のとおり執行しますので、
お知らせいたします。

記

1 選挙期日等について

(1) 選挙期日 令和7年10月5日(日)

(2) 選挙告示日 令和7年9月30日(火)

2 立候補届出手続き及び選挙運動等説明会について

※関係者(立候補予定者・運動員予定者等)は御参集ください。

(1) 日 時 令和7年8月19日(火) 午前 9時30分から

(2) 場 所 高原町役場 2階第4会議室

(3) 持参するもの 印 鑑

(文書取扱 高原町選挙管理委員会)

事務局 書記 今西

T E L : 0984-42-2112 (内線 : 180)

F A X : 0984-42-4623



飲酒運転は絶対しない！させない！許さない！

7月は飲酒運転根絶強化月間です！

令和7年飲酒運転根絶強化月間実施要綱

1 目的

飲酒運転による交通事故が多発する夏の時期に、飲酒運転根絶の機運を高め、取締りの強化等を行うことで、飲酒運転による悲惨な交通事故を防止する。

2 期間

令和7年7月1日（火）～ 令和7年7月31日（木）

毎月10日は「県民交通安全の日（※）」です。

（※）地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日

3 運動の重点

- ◎飲酒運転を許さない環境づくりの推進
- ◎飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
- ◎広報啓発活動の強化

4 推進方法

推進機関・団体は、相互の連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路交通秩序の維持改善に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、広報紙等を活用した広報啓発により幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和6年度交通安全ポスターコンクール

高校・一般の部 金賞 若松里桜さんの作品



具体的推進項目

運転者・同乗者は…

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意し、翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車両に同乗することや、飲酒者に車両等を貸すこと、車両等の運転者にお酒を提供したり、お酒を勧めたりすることも犯罪です。

家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。

■令和6年中の県内の飲酒運転事故

発生件数 36件 (+8件)
 死者 5人 (+5人)
 負傷者 39人 (+6人)

() 内は前年差

■飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

	酒酔い運転	酒気帯び運転
行政処分	・基礎点数 35 点 ・免許取消し（欠格期間 3 年）＊	●呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満 ・基礎点数 13 点 ・免許停止（期間 90 日）＊ ●呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上 ・基礎点数 25 点 ・免許取消し（欠格期間 2 年）＊ ※前歴及びその他の累積点数がない場合
罰則	運転者 5年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 車両等の提供者 5年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 酒類の提供者・車両の同乗者 3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	運転者 3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 車両等の提供者 3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 酒類の提供者・車両の同乗者 2年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転にも同じ罰則が適用されます！

■社用車を運転する時は、安全運転管理者のアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が「義務化」されています。

- ☑運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和4年
4月1日施行

令和5年
12月1日施行

- ☑運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと
- ☑アルコール検知器を常時有効に保持すること

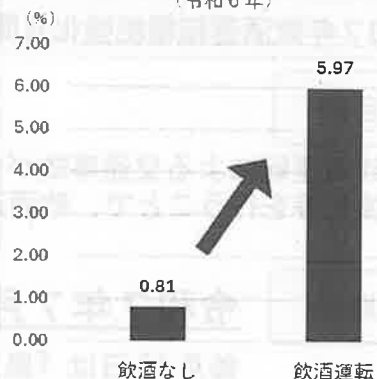
アルコールチェック義務化の詳細は、右の QR コードから、宮崎県警察本部のホームページをご覧ください。



■飲酒運転はなぜ危険？

令和6年中の全国の飲酒運転による交通事故件数は 2,346 件で、そのうち死者数は 140 人であり、飲酒運転による死亡事故率は、飲酒していない場合に比べ、約 7.4 倍も高くなっています。（警察庁調べ）

飲酒の有無別の死亡事故率の比較
（令和6年）



※死亡事故率＝死亡事故件数÷交通事故件数×100

（資料：警察庁、内閣府）

令和6年度交通安全ポスターコンクール
 中学校の部 銅賞 野田芽生さんの作品



宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）

【場所】

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

県庁 1 号館 4 階

☎ 0985-26-7039

【相談日時】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気等に該当し、又は該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。（秘密は厳守します。）

【相談日時・窓口】

月曜日～金曜日（国民の祝日、振替休日、年末年始を除く）

午前10時～午後5時 ※ 事前に電話をお願いします。

○宮崎運転免許センター ☎ 0985-24-9999（音声案内 2 番）

○都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999（直通）

○延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999（直通）

○安全運転相談ダイヤル ☎ 8080

⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分

令和7年7月1日

町 民 各 位

高原町長 高妻 経信

新燃岳噴火に伴う降灰の排出方法について（お知らせ）

標記の件について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 降灰の排出について

- 配布された降灰袋、又は透明な袋に降灰のみを入れて、お住まい近辺のごみ集積所の外（横）に排出してください。
- 曜日等問わずいつでも排出することができます。
- ※降灰については、通常のごみとは異なりますので、事業所等で出た灰についても同様に排出できるものとします。

2 降灰袋の回収について

- 役場職員が定期的に町内を巡回しますが、毎日回収できませんので御理解の程よろしくお願いします。
- ごみ集積所の外（横）に大量の降灰袋が排出されている場合、又は緊急に降灰袋の回収を依頼したい場合は、下記連絡先までお知らせください。ただし、土・日・祝祭日は、回収を行いませんので予め御了承ください。

3 その他

- ※この取扱いは、降灰に関してのみとなります。
- 降灰袋に通常のごみを入れて排出しないようルールを守ってください。
- ※屋根等の高所や交通量の多い場所の降灰を掃除するときは、けが・事故等に十分注意してください。

この他、御不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

4 連絡先

高原町役場町民課環境係

TEL 0984-42-1067（内線160）

（文書取扱 町民課環境係）

回 覧

令和7年7月1日

町民各位

高原町長 高妻 経信
(公印省略)

車両の一時停止について (お願い)

長雨の候 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より町政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町道 後谷・上町線において、一時停止がなされていない車両を多く見受けます。当路線は道路幅員が狭い上に交通量が多く、事故の恐れがあるため、通行の際には一時停止及び徐行をされるようお願いします。

なお、通学路となっておりますので、通学の時間帯においては、なるべく県道西麓小林線を御利用いただきますよう重ねてお願いいたします。

記



(裏面につづく)

(裏面)



お問い合わせ先

高原町役場建設水道課 TEL : 0984-42-4959

令和 7年 7月 1日

町民各位

高原町長 高妻 経信

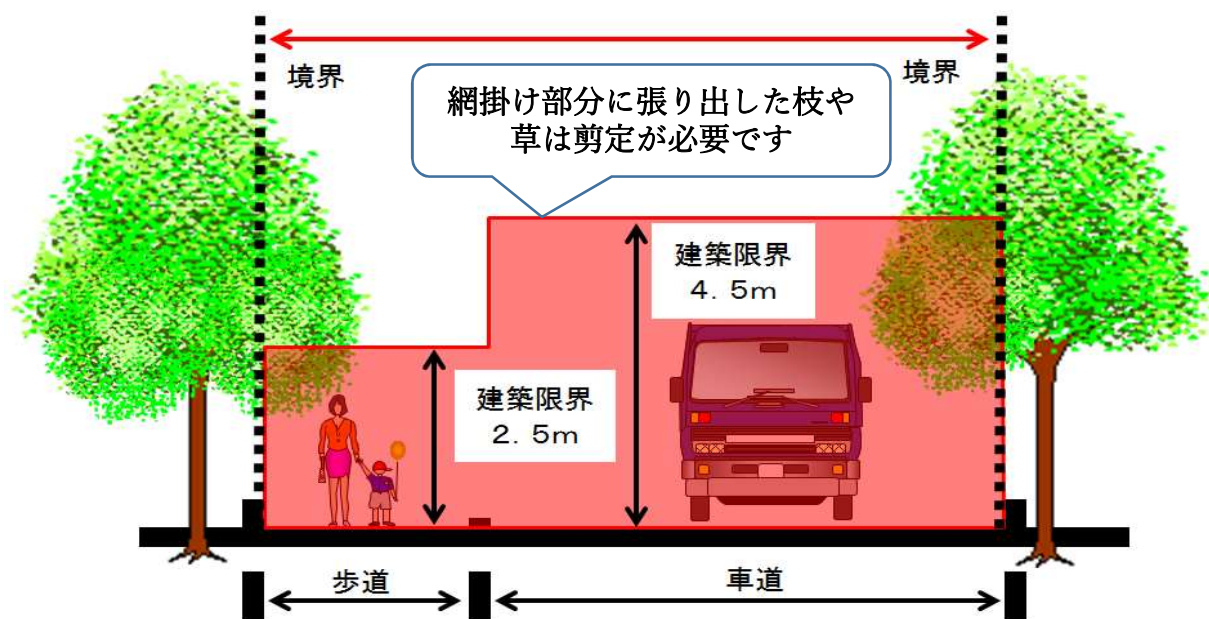
道路上に張り出している樹木等の管理について（お願い）

庭に植えられた樹木は道行く人の目を楽しませ、人々の心を和ませてくれるものです。しかし、これらの庭木や生垣、道路脇に生えている雑草や竹木などが、歩道や道路に張り出したりすると、道路幅が狭くなり、歩行者や自動車の通行に支障が出るだけでなく、思わぬ事故を引き起こしてしまうことがあります。

もし、私有地から道路上に張り出した樹木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者が責任を問われることがあります。

私有地から道路上に張り出している樹木等は、土地の所有者の方に所有権があるため、町が勝手に剪定や草払い等はできませんが、民法第233条により所有者に剪定等を依頼することができるほか、緊急時など場合によっては町が剪定等ができることになっていますので、御理解のほどをお願いいたします。

町民の皆さまには、歩行者、自動車等の安全確保と、道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いいたします。



剪定作業を行う場合の注意点

- 高所での作業には、十分に安全面での配慮をしてください。
- 電線や電話線が近くにある場合は、大きな危険を伴いますので、事前に管理をしている電力会社または電話会社に連絡してください。
- 通行車両・自転車・歩行者の安全確保をしてください。
- 作業により道路の通行に支障がでる場合には、建設水道課へ事前に御連絡ください。

お問い合わせ先

高原町役場建設水道課 TEL : 0984-42-4959

令和7年7月1日

町民各位

高原町長 高妻 経信
(公印省略)

道路の異状を発見した場合の御連絡について（お願い）

長雨の候 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より町政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町民の皆さまの日々の安全を守るため、道路の異状や不具合を見つけられた際には、速やかに御連絡いただきますようお願い申し上げます。

皆さまの情報提供によって、迅速な対応が可能となり、住みよい街づくりを進めていくことができます。

どうぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

◎お知らせいただきたい道路の異状例

- (1) 補修が必要なひび割れや陥没
- (2) 道路上の大きな穴（ポットホール）
- (3) 倒れたり破損した標識・ガードレール
- (4) 停止している信号機や交通標識の不具合
- (5) 排水溝や側溝の詰まりによる水たまり
- (6) その他、歩行者や車両の安全を脅かす状況（倒木、動物の死骸など）

◎御連絡の際のお願い

御連絡の際には、異状のある場所の具体的な位置（住所や目印になる建物など）や状況や状態などを併せてお伝えくださるようお願いいたします。

お問い合わせ先

高原町役場建設水道課 TEL：0984-42-4959

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 日

後川内地区住民の皆様

後川内まちづくり準備委員会事務局

後川内まちづくり準備委員会の御案内

地域住民で後川内地区での困り事や課題を解決するために取り組む「後川内まちづくり準備委員会」の7月会議を開催します。これまでの取組内容は裏面「後川内まちづくり便り」に掲載していますので、ぜひご覧ください。

1 開催日時・場所

(1) 全体の話し合い（学校跡地利活用など）

日時：令和7年7月24日（木）19：00～

場所：上後川内地区多目的活動施設（上後川内公民館）

「語ろう会」での学校跡地の利活用のアイディアについて、事例などを基に話し合い、検討委員会へどのような提案をするか考えます。

(2) 鳥獣害対策（防護柵）の話し合い

① 上後川内・川平地区

■ 地権者説明会

日時：令和7年7月17日（木）13：30～、19：00～のどちらか

場所：上後川内地区多目的活動施設（上後川内公民館）

対象者：対象農地の所有者・耕作者などの方には別途、御案内します。

地権者の方から同意をいただくために、防護柵設置についての目的やスケジュール、注意事項について説明します。

地域の農地、農業を守る大切な取組みですので、日時を調整の上、御参加をお願いします。

② 下後川内地区

現在、6カ所のエリアに防護柵を設置するため、順次、地権者にお集まりいただき、現地確認などを進めています。

2 参加方法

事前申し込みは不要です。上記の開催日時・場所にお越しください。

問合せ先

後川内まちづくり準備委員会事務局

（高原町総合政策課内）清水 42-2115

後川内まちづくり^{だよ}便り

「学校跡地について語ろう会」の報告

■開催日時 令和7年6月19日(木) 19:00～

■開催場所 上後川内多目的活動施設

2つのテーマを話し合いました

学校跡地の利活用のアイデア

総合型宿泊施設

例えば…

キャンプ場、グランピング施設、合宿所
宿泊ができる道の駅 など

→災害時に避難施設として使えるのでは

給食室・家庭科室の活用

ジビエの加工場、
郷土料理教室、総菜等の食品製造

→高齢者や茶飲ん場に配達できるといい!

小売店・直売所

地元の人が作ったものを販売

→買い物に行けない高齢者にも配達

多目的施設

会議や仕事もできるスペースなど
(リモートワーク設備を整備)

これからも学校で続けたい取組

「後川内夏まつり」「東雲太鼓」

「ミニバレー等のスポーツ」

「消防団の訓練」が多い意見でした。

この他にも、
読み聞かせ、プール(夏休み)、
保育所を残してほしい などの意見がありました。



飲食店

カフェ、うどん屋など

魚の養殖(プールを活用)

地域の生産物として事業化

イベント会社誘致

後川内に人を呼び込むイベント等
を企画してほしい!

何に、誰が、どのように取組むか、今後検討が必要です。

防護柵設置(鳥獣害対策部会)に向けた取組み

上後川内・川平

以下の日時で地権者説明会を行います。対象の方にはお知らせしますので、御参加をお願いいたします。

■日時 令和7年7月17日(木)13:30～、19:00～ どちらか都合のいい方

■場所 上後川内多目的活動施設

下後川内

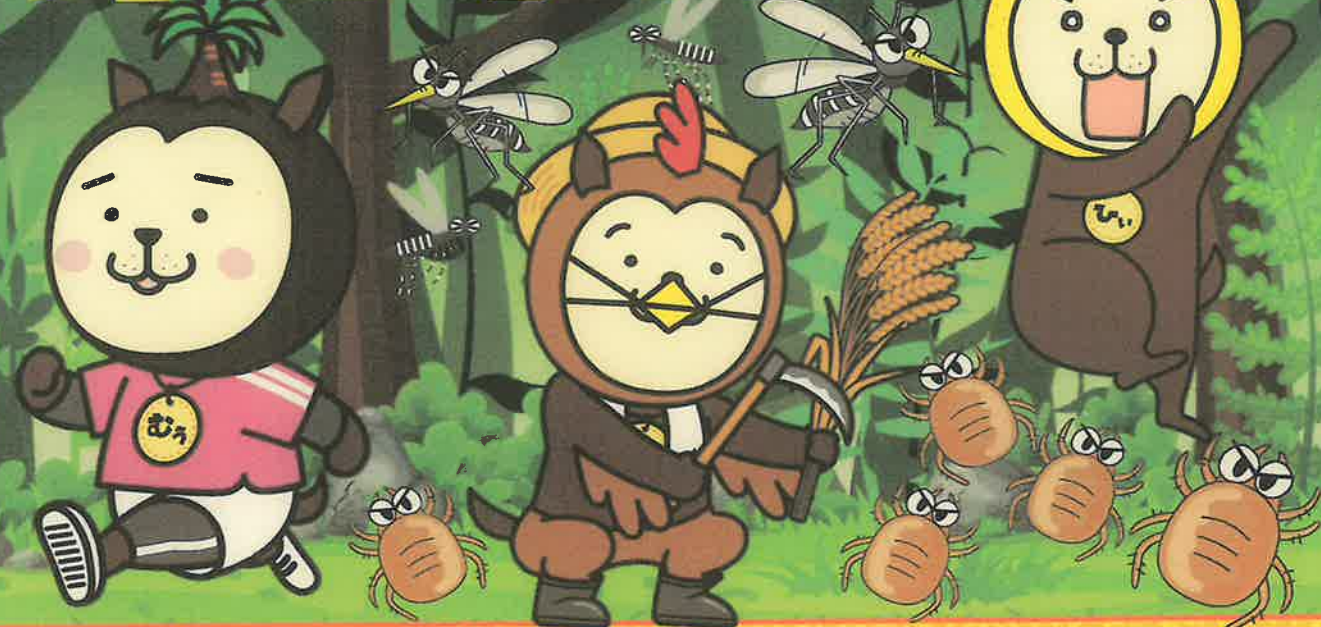
現在、6カ所のエリアに防護柵を設置するため、順次、地権者にお集まりいただいたり、現地確認を進めています。

該当する農地の所有者の方などには個別に御連絡いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。





蚊・ダニから 身を守れ!



蚊やダニの中には病気をもっているものがあり、
刺されない・咬まれないようにすることが大切です

【蚊が運ぶ感染症】デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症・日本脳炎 など

【ダニが運ぶ感染症】日本紅斑熱・つつが虫病・重症熱性血小板減少症候群（SFTS）・

ダニ媒介性脳炎・ライム病 など



宮崎県内では、
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の
報告数が全国で最も多く、死亡者も出ています。

ダニ対策

蚊対策

蚊・ダニに刺されない・咬まれないためには？

- 肌の露出を少なくする *帽子・手袋を着用し、首にタオルを巻く など
*シャツの裾はスボンの中に、袖は手袋の中に、スボンの裾は靴下や長靴の中に入れる
- 明るい色の服を着る
- 虫除け剤を使用する（「ディート」や「イカリジン」を含むものが有効です）

ダニに咬まれた時の対処法は？

- 無理に引き抜こうとせず、医療機関（皮膚科など）で処置をしてもらいましょう
- ダニに咬まれた後、数週間は体調の変化に注意し、発熱などの症状が認められた場合には医療機関を受診してください
- 受診時には、①野外活動の日時②場所③発症前の行動を伝えてください

ダニはどんなところに にいるの？

- 民家の裏山や裏庭、畑、あせ道などにも生息しています
- シカやイノシシ、野ウサギなどの野生動物が出没する環境に多く生息しています

蚊を発生させないためには？

- 幼虫が発生しそうな水たまりの除去・清掃を定期的に行いましょう
- 下草を刈るなどして、成虫が落ち場所をなくしましょう

水たまり除去・清掃

- 植木鉢の皿
- 雨除けのブルーシートや古タイヤに溜まった水たまり
- 雨ざらしの用具
- 屋外に放置された空きビン・缶・ペットボトル
- 詰まった排水溝

下草刈り

- 風通しの悪いやぶ・草むら

公園、学校、神社、
湖沼、線などの施設を
管理されている方も
ご協力をお願いします！

令和7年度 7月の生涯学習講座だより

生涯学習講座は高原町にお住まいの方でしたらどなたでも参加できます。一緒に学び、仲間づくりをしませんか？お気軽にお問い合わせください。

7月 講座をご紹介します

皇子原学園講座

⑤青少年健全育成町民大会 7月5日(土)
13:00～15:40 ほほえみ館神武ホール 入場無料
町内各小中学生の意見発表、標語発表、また料理研究家 杉松 泰子 氏による講演があります。皆様のご来場をお待ちしております。

⑥国際交流 7月15日(火) 9:30～11:00
ほほえみ館中研修室
去年の10月に「ロボット工学」のお話をいただいた、宮崎大学工学部准教授の「李 根浩」(イ・グンホ)氏に、「国を超えて～」と題し、お話いただきます。

生涯学習講座

川柳講座 7月1日(火)9:30～11:30
中央公民館 講師 間瀬田 紋章 氏

ヨガ講座 7月7日・21日(月)19:00～20:30
ほほえみ館和室 講師 濱田 幸代 氏

日本料理講座 7月9日(水)13:00～15:00
ほほえみ館食改善室 講師 大山 広行 氏

和細工講座 7月10日(木)9:30～11:30
講師宅 講師 鈴木 ヒサミ 氏

書道講座 7月12日・26日(土)10:00～11:30
中央公民館 講師 江田 美代子 氏

手づくり講座 7月19日(土)9:30～11:30
中央公民館 講師 佐々木 彰子 氏

英会話講座 7月24日(木) 10:00～11:30
中央公民館 講師 出川 ひろみ 氏

※急な変更が生じる場合があります。

8月の夏休み子ども講座をご案内

※学校を通じて別途案内します

習字講座 目指せ！習字の達人
8月2日(土)・10日(日) 9:30～11:00
中央公民館 講師 江田 美代子 氏

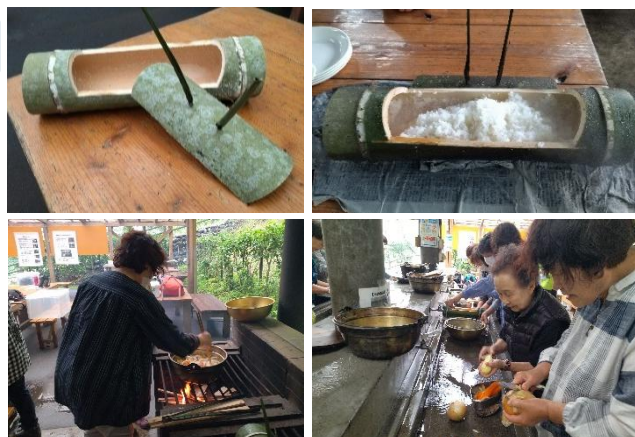


親子体験講座 消しゴムはんこ作り
8月16日(土) 9:00～11:30
御池青少年自然の家 先着15組



6月に実施した講座の様子を一部ご紹介！

「御池の自然講座」この講座は御池青少年自然の家の方々による講座で、工作や自然散策などの体験活動を行います(全3回)。今回は、6月10日に御池青少年自然の家へ行き、竹で炊飯しました。職員の方の説明を聞き、薪で火を起こし、米を入れた竹を火にかけると30分ほどでご飯が炊き上がりました。同時にポトフも作り、竹で炊いたご飯と一緒に美味しくいただきました。





農作業中の事故・熱中症に気を付けましょう！

農作業中の事故防止

農林水産省の調査データによると、236人（令和5年）の方々が農作業中の事故で亡くなっています。高原町でも、先月農作業中の事故が1件発生しました。

事故発生の要因

トラクターで走行時に転落



傾斜地の草刈り作業での転落



脚立からの落下



- ・ エンジンの切り忘れ・サイドブレーキの掛け忘れにより、自然に動いたトラクターのロータリーに巻き込まれる
- ・ 耕運機でバック作業時の押し出され・転落

事故防止対策

以下に気を付けて作業を行ってください。

- ①始業前の十分な点検（服装・機械・作業道）
- ②トラクターの安全キャブ・フレームの装着とシートベルト・ヘルメットの着用
- ③ゆとりのある作業計画
- ④適切な休憩と睡眠
- ⑤農機の点検・修理時のエンジン停止
- ⑥交通法規の遵守

熱中症対策

毎年、約30名の方が農作業中の熱中症により死亡しています。

予防のポイント

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業。

こまめな休憩と水分補給

のどの渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給。

熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用。



熱中症が疑われる場合には

- ①作業を中断
- ②応急処置
 - ・ 涼しい環境へ避難
 - ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
 - ・ 水分・塩分を補給
- ③病院へ

応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう。



霧島山

しんもえだけ
(新燃岳)

の噴火警戒レベル

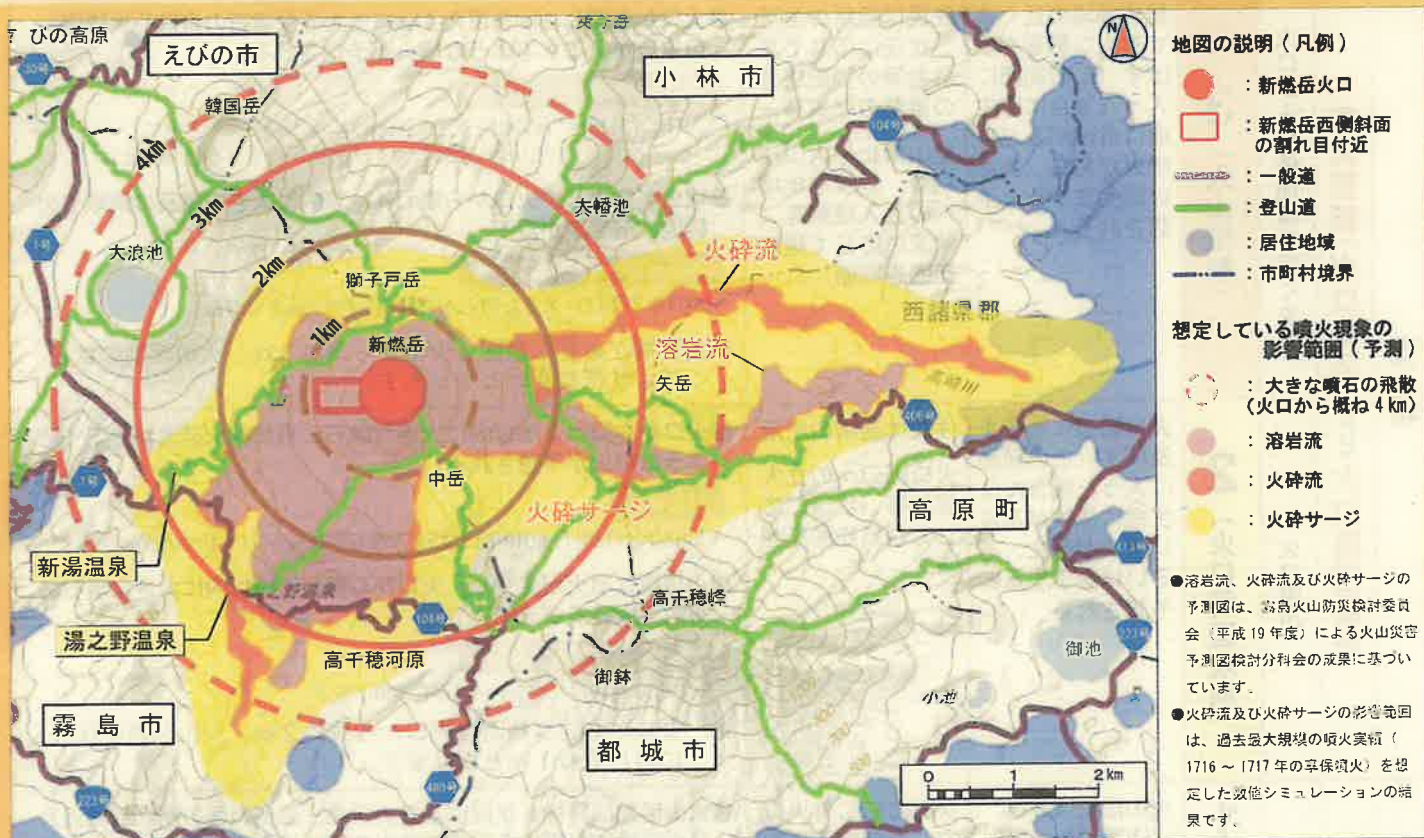
— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

霧島山(新燃岳) 噴火警戒レベルと防災対応

- 下の図はレベル2(火口周辺規制)及び3(入山規制)の規制範囲を示しています。
- レベル2及び3は、火山活動状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4(高齢者等避難)又は5(避難)となります。（ただし、新湯温泉及び湯之野温泉では、レベル3での防災対応が必要となります。）



●噴火警戒レベルに応じて、下記のような防災対応がとられています。

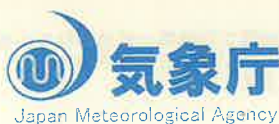
- レベル5(避難)：危険な居住地域からの避難。
- レベル4(高齢者等避難)：警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。
- レベル3(入山規制)：火口から居住地域近くまでの立入禁止(規制範囲は火口から概ね3km ○、火山活動の状況により概ね4km ○)。
- レベル2(火口周辺規制)：火口から概ね2km 以内の立入禁止(規制範囲は火口から概ね2km ○、火山活動の状況により概ね1km 以内 ○への立入規制)。
- レベル1(活火山であることに留意)：状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。

■この図は、地元自治体と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、高原町、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。



本冊子は、植物性インクを使用しています。



問い合わせ先

福岡管区气象台地域火山監視・警報センター

TEL: 092-725-3606 <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>

■宮崎地方气象台 TEL: 0985-25-4032

<https://www.data.jma.go.jp/miyazaki/>

■鹿児島地方气象台 TEL: 099-250-9916

<https://www.data.jma.go.jp/kagoshima/>



霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 過去事例 過去事例なし ●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 過去事例 過去事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 李保噴火(1716～1717年)の事例 1717年2月:火砕流が火口から約3kmまで流下
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	●火口から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 2008～2011年噴火の事例 2011年1月19日:霧島山を挟むGNSSの基線が伸びている中で、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火の発生 ●噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 2008～2011年噴火の事例 2011年2月1日:大きな噴石が火口から約3.2kmまで飛散 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	●火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 過去事例 2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日:火山性地震の増加 ●小規模な噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 2008～2011年噴火の事例 2010年7月10日:火砕サーージが約300m流下 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況に応じ概ね1kmとなります。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる可能性(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものを指す。

注2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

■ 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。

■ 最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

広報 み い け

発行元
高原駐在所 電話23-0110
作成 黒木 大輔

7月

令和7年

飲酒運転根絶強化月間

1. 目的
飲酒運転による交通事故が多発する夏の時期に、飲酒運転根絶の機運を高め、取締りの強化等を行うことで、飲酒運転による悲惨な交通事故の発生を防止する。
2. 期間
令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）
3. 運動の重点
 - ◎飲酒運転を許さない環境づくりの推進
 - ◎飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
 - ◎広報啓発活動の強化

【令和6年中の県内の飲酒運転事故】

発生件数 36件（+8件）

死者 5人（+5人）

負傷者 39人（+6人）

※（）内は前年差



災害への備えを今一度！

令和7年6月22日に、7年ぶりに新燃岳が噴火しました。
災害が突然起こった時、自分自身や家族の命を守り、被害を最小限に抑えるために、
日頃から家庭での備えが重要です！



の準備

ひ

非常持出品を準備する。

最低3日分の食糧や飲料水、ラジオ、懐中電灯、
モバイルバッテリー、医薬品などを準備する。

む

向かう場所（避難場所）を決めておく。

避難所の場所や安全な避難経路を確認しておく。

か

家族との連絡手段を確認する。

家族で、災害伝言ダイヤル(171)などの災害発生
時の連絡手段を決めておく。

